地方大学・地域産業創生交付金事業

令和９年度概算要求額 合計100.0億円 [内閣府計上分75.0億円 文科省計上分25.0億円]

事業背景

○ 地方創生のためには、**若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出**と、**日本全国や世界から学生が集まる大学づくり**が重要

○ 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている

事業概要

○ 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、**首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携**し、

- **地域における大学の振興**、これを通じた地域における**中核的な産業の振興**及び当該産業に関する**専門人材の育成**を行うことにより、
- 日本全国や世界中から学生が集まるような「**キラリと光る地方大学づくり**」を進めるとともに、地域における**若者の雇用機会の創出**を推進

○ **10年間の計画を総理大臣が認定**し、原則**５年間交付金により取組を支援**　（※６-９年度目まで、特例的に追加支援する「**展開枠**」あり）

○ 国費支援額の目安は、**５千万円～７億円／年**　（支援額は計画に応じて柔軟に設定可）

○ 対象経費等によって補助率は異なる（1/2,2/3,3/4）

○ 本交付金の地方負担に対して**特別交付税を措置（措置率：道府県0.5、市町村0.8**※1。ただし、施設整備等事業については、扱いが異なる※2）

○ 申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村（共同申請可）等）当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須（高専等も参画可能）

○ 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要

○ **年２回公募（５月と１０月に申請受付）**

申請には本申請と計画作成支援申請の２種類あり。後者は半年後の本申請に向けて、評価委員会の指摘を聞くために行うもの

○ **地方公共団体での計画作成段階（申請書準備段階）から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施**

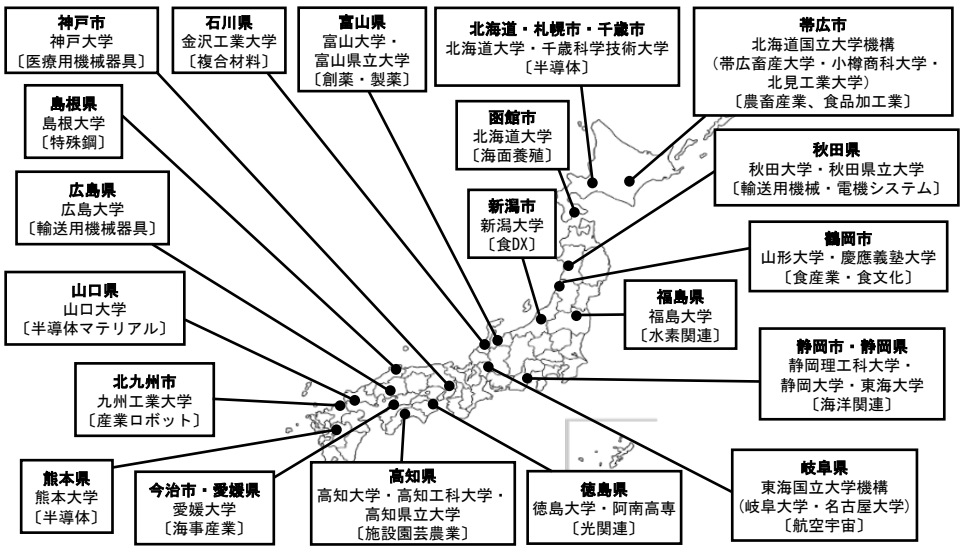

採択年度	第１回公募	第２回公募※3
平成30年度	富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県※4、北九州市	
令和元年度	秋田県、神戸市	
令和３年度		函館市
令和４年度		石川県、熊本県
令和６年度	静岡市・静岡県	北海道・札幌市・千歳市、鶴岡市、福島県、新潟市
令和７年度	帯広市	今治市・愛媛県
令和８年度	山口県	

※1　財政力補正あり（詳しくは「特別交付税に関する省令」を参照）
※2　一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は元利償還金に対して30%
※3　第２回公募での採択の場合、事業開始は翌年度から
※4　下線については展開枠に移行